

情報
最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ

40歳～74歳の国保被保険者の方へ
特定健診を受診しましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームの危険性がある方の、生活習慣の改善支援を目的に実施しています。

「今のからだの状態」を知ることが、脳梗塞や心筋梗塞等が自覚症状なく進行し、重症化するのを未然に防ぐためにも非常に大切です。

西条市では、特定健診の自己負担はありません。まだ受診していない方は、指定医療機関で必ず受診してください。
■対象者 40歳～74歳の西条市国民健康保険加入者（年齢は平成26年3月31日現在）

- 実施期間 2月28日(金)まで
- 検査内容 問診、血圧測定、身体計測、尿検査、腹囲測定、血液検査、診察

■受診の際に必要なもの

- 特定健診受診券（対象者は事前に交付しています）
- 国民健康保険被保険者証

■申込方法

事前に指定医療機関へ予約してから受診してください。
※平成25年度に市が行った総合健診、国保の短期人間ドック、脳ドックを受診した方は、申し込めません。

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課 国保係
TEL0897-52-11447
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）
TEL0897-52-11447

接骨院・整骨院にかかる方へ
施術前に確認しましょう

接骨院や整骨院での柔道整復師による施術は、保険医療の対象になる場合と対象外の場合があります。主に打撲や捻挫、骨折、脱臼などは対象となり、単なる肉体的疲労や肩こりなどは全額自己負担となります。施術前にしっかりと確認することが大切です。

【健康保険等で柔道整復師にかかることができない場合】

- 日常生活での疲れや肩こり
 - スポーツ等による肉体的疲労
 - 脳疾患後遺症等の慢性病
 - 神経痛（リウマチ・慢性関節炎）
 - 加齢による腰痛や五十肩等
 - 漫然とした施術
 - 交通事故や業務上の負傷
- 【施術を受ける時の注意事項】
- 負傷原因を正確に伝える。
 - 病院治療と重複はできない。
 - 施術が長期間の場合は、医師の診断を受ける。
 - 療養費支給申請書は必ず自分で自署（サイン）をする。
 - 領収書を必ず受け取る。

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課 国保係
TEL0897-52-11447

石油ストーブなど暖房器具による
火災に注意しましょう！

寒さが厳しいこの季節は石油ストーブなどの暖房器具による火災が多く発生します。火災を防ぐために暖房器具の正しい取り扱い方法などを再認識しておきましょう。



【暖房器具の火災を防ぐ3つのポイント】

- ①給油・移動のときは完全に火を消す！
給油・移動をするときは、必ず火が消えたのを確認しましょう。
- ②周りにものを置かない！
スプレー缶などをストーブやファンヒーターの近くに放置すると破裂や爆発のおそれがあります。カーテンや衣類、布団などの近くでは使わないようにしましょう。
- ③人のいる場所で使う！
寝ているときは誰もいないのと同じです。就寝時や外出時は必ず火を消しましょう。

ご存じですか？
野焼きは法律で禁止されています

野外でごみなどを燃やす「野焼き」は、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）で禁止されています。（宗教行事や農業関係など一部の例外あり）

また、焼却炉の構造には、法律で定められた基準があり、基準を満たしていない焼却炉やドラム缶などでの焼却は、法律違反となります。

野焼きはダイオキシンなど有害物質の発生、煙や灰、悪臭など、ご近所の迷惑にもなります。

皆さんが快適な生活のため、ご協力をお願いします。

■問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課 水・環境保全係
TEL0897-52-1382
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

